

議案第26号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

平成29年2月20日提出

大網白里市長 金坂昌典

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年  
条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1消費生活相談員の項報酬の額の欄中「6,100円」を「8,000  
円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。